

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

県営住宅の家賃
県営住宅入居者の募集
◆教委告示 県立高等学校専攻科の設置
◆公告 齒科技工士試験合格者

告示

鳥取県告示第百十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の
規定により告示する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

解除予定保安林
保安林の指定解除
道路の区域変更
道路の供用開始
土地改良区の設立認可申請
建設業者の登録まつ消
土地改良区役員の氏名訂正
牛の結核病及びブルセラ病の検査
牛の肝てつ検査及び駆除

市郡	町村	大字	字	地番	台帳	見込又は実測	解除予定面積	指定の目的	申請者	所有者
----	----	----	---	----	----	--------	--------	-------	-----	-----

八頭 河原 布袋 狼谷畑谷 八七四 五〇〇〇 七〇〇〇 七〇〇〇

土砂流出防備 河原町長 大字布袋、石田百井、
指定理由の消滅 郡家町長 万代寺、土師百井

路線名 道路の区域	倉吉由良線	区	間	新旧別		敷地の幅員	延	長	備考
				新	旧				
倉吉市和田字沢ベリ八二八番四地先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	九、五〇、五	四二〇	四二〇	一部付替
				新	旧				
字野畑三三七番地先まで	倉吉由良線	区	間	新	旧	六、五	九五	九五	一級国道九号線 に変更
				新	旧				
東伯郡大栄町大字六尾字夢地二一四番四地先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	八、一二	三七	三七	拡幅
				新	旧				
字西配竹二二二番一地先から	倉吉由良線	区	間	新	旧	八、一二	三七	三七	拡幅
				新	旧				
字夢地二二四番四地先まで	倉吉由良線	区	間	新	旧	八、二三	三七	三七	拡幅
				新	旧				
倉吉市生田字松ノ木三三五番地先から	倉吉江府線	区	間	新	旧	メートル 六	三四六	三四六	備考
				新	旧				
中河原字道久橋五三七番一地先まで	倉吉江府線	区	間	新	旧	七	三四六	三四六	備考
				新	旧				
東伯郡関金町関金字鬼岩一一五七番地先から	倉吉江府線	区	間	新	旧	四、六、五	一八〇	一八〇	備考
				新	旧				
字中道端所四番二地先まで	倉吉江府線	区	間	新	旧	六、一、三	二二九	二二九	備考
				新	旧				

路線名 道路の区域	倉吉青谷線	区	間	新旧別		敷地の幅員	延	長	備考
				新	旧				
東伯郡三朝町大字横手字福呂五〇〇番一地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四、七、五	五六〇	五六〇	備考
				新	旧				
山田字中道七五四番一地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九、一二	五六〇	五六〇	備考
				新	旧				
片柴字郷道一、三二九番一地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四、六	三三五	三三五	備考
				新	旧				
字天満一、〇〇九番一地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	七、一、三	三三五	三三五	備考
				新	旧				
東相郡泊村大字原字二ノ順礼七一四番三地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	メートル 三、四	二六八	二六八	備考
				新	旧				
字二ノウグイ六九九番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	一〇、二三	二六〇	二六〇	備考
				新	旧				
字二ノ順礼四六一番四八地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	一〇、二三	二六〇	二六〇	備考
				新	旧				
字二ノウグイ六九九番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	四、四、八	一九〇	一九〇	備考
				新	旧				
字井手尻二二六番地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	八、七、五	一九〇	一九〇	備考
				新	旧				
字胡摩戸二二四番地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	三、五、六、五	一、三〇〇	一、三〇〇	備考
				新	旧				
松崎町大字松崎字城山六六四番一地先から	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九、一、一	一、三〇四	一、三〇四	備考
				新	旧				
引地字青鷲二三番一地先まで	倉吉青谷線	区	間	新	旧	九、一、一	一、三〇四	一、三〇四	備考
				新	旧				

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉吉線	鳥取市徳尾字瀬戸田から 字石橋まで	昭和三十四年三月十三日
	里仁字下宮田扇田から 字笹尾鼻まで	
	布勢字河徳から 桂見字村土居まで	
	東伯郡三朝町大字横手字福呂から 大字山田字中道まで	
	片柴字郷道から 字天満まで	
	松崎町大字松崎字城山から 引地字青鷺まで	
	泊村大字原字二ノ順礼から 字二ノウグイまで	
	字井手尻から 字胡摩戸まで	
	倉吉市和田字沢ベリから 野畑まで	
倉吉由良線	東伯郡大栄町大字六尾字西配竹から 字夢地まで	

路線名 道路の区域	区間		敷地の幅員	延長	備考
	新	旧			
津山倉吉線	山口字寺ノ前一二七番四地先から	新	六、五〇八	一六〇	
	字法大神八五番一地先まで	新	七、五〇九、五	一六〇	拡幅
	字山白水一六三番八地先から	旧	三、五〇五	五〇二	
	字山白水二一六三番一三地先まで	新	一二一三〇	七二四	付替
東伯郡三朝町木地山字五輪原五四七番地先から	新	七、五〇一五	一、一二四	一部付替	
	旧	三〇七、五	一、一三五		

鳥取県告示第百二十二号

道路の供用の開始に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

津山倉吉線

三朝町木地山字五輪原から
字釜穴まで

倉吉市生田字松ノ木から
中河原字道久橋まで

東伯郡関金町関金字鬼岩から
字中道端所まで

山口字寺ノ前から
字法大神まで

字山白水地内

泊村大字園字屋敷から
字西川まで

大栄町大字六尾字北梁溝から
字夢地まで

九号線

鳥取県告示第百二十三号

昭和三十四年一月二十五日付で米子市東八幡松本弘ほか
十四名の者から申請のあつた米子市大井手土地改良区
の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を
審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（

昭和二十四年法律第九十五号）第八條第四項の規定に

より、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年三月十三日から同年四月一日までの二十
日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市 米子市役所

鳥取県告示第百二十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四條の規定に
よる廃業届があつたので、同法第十五條第一項の規定に
より建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日

鳥取県知事登録（ほ）第九八号 昭三三、三、二五

名称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日

小林組 鳥取市行徳一八四 小林 菊造 昭三四、三、三

鳥取県告示第百二十五号

青谷町上露谷土地改良区からさきに届出のあつた就任役員の氏名について、次のように訂正する旨届出があつた。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住

所

氏名

正

誤

気高郡青谷町大字露谷三八四番地

吉田 幸次

吉田 幸治

鳥取県告示第百二十六号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査を行うことを命ずる。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。
ただし、生後六月、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
結核病……ツベルクリン皮内反応検査
ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査

別表 査

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十三日	日野郡江府町	下敷屋 原下柿原 家畜検査場
三月 十六日	池の内	荒田 洲河崎
三月 十四日	溝口町	長山 大平原 金屋谷
三月 二十七日	根雨町	舟湯 下榎 倉谷
三月 二十五日	根雨町	舟湯 下榎 倉谷
三月 二十八日	根雨町	舟湯 下榎 倉谷
三月 三十一日	根雨町	舟湯 下榎 倉谷

鳥取県告示第百二十七号
次のように牛の肝てつ、検査及び駆除を実施するから、家

畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除を行うことを命ずる。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ、の予防並びに駆除のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内、分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
肝てつ、検査……皮内注射反応虫卵検査法
肝てつ、駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月 九日	西伯郡淀江町大和	大和家畜検査所
三月 十日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十一日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十二日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十三日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十四日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十五日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十六日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十七日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十八日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十九日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十三日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十四日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十五日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十六日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十七日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十一日	淀江	淀江家畜市場
三月 十二日	宇田川	宇田川家畜検査所
三月 十三日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十四日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十五日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十六日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十七日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十八日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 十九日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十三日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十四日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十五日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十六日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所
三月 二十七日	大山町	大山町庄内 高麗家畜検査所

二十八日
" "
" "

鳥取県告示第百三十号

鳥取市湖山町に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二期

設置場所	鳥取市湖山町	構造	簡易耐火(二階建)	戸数	十八	延坪数	十二	間取	六畳一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二	家賃	二、二四〇円
------	--------	----	-----------	----	----	-----	----	----	------------------------------	----	--------

鳥取県告示第百三十一号

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、鳥取県営住宅入居者を次のように募集する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二期
一 住宅の概要及び募集区分

募集区分	設置場所	構造	募集戸数	延坪数	間取	家賃	敷金
一般用	鳥取市湖山町(二階建)	簡易耐火	一五	一二	六畳一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二	二、二四〇円	六、七〇〇円
引揚者	湖山町(二階建)		三		六畳一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二		

二 入居申込書受付期日

昭和三十四年三月十三日から
昭和三十四年三月二十六日まで

三 受付場所

鳥取県庁 建築課

四 入居の期日

別に指定する。(四月上旬の予定)

五 入居申込者の資格

- (一) 現に住宅に困窮していることが明らかである者
- (二) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の関係と同様の事情

にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
(三) 現に公営住宅に入居していない者(県営住宅ひばりヶ丘、小松ヶ丘、夕日ヶ丘に入居している者は除く。)

(四) 入居申込者(同居しようとする親族を含む。)の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍(その額が三万二千円をこえるときは三万二千円)以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者

(五) 引揚者用住宅は、この申込資格のほか現に引揚者用住宅に居住していない引揚者

六 入居申込者の選考基準

- (一) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
(四) 正当な理由による立退の請求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
七 入居の申込について要する書類

入居の申込者は、県営住宅入居申込書(建築課にそなえる。)に次の書類を添えて受付期間内に建築課に提出すること。

- (一) 五の(一)の現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書(住民登録証明書)
- (二) 五の(四)の収入に関する証明書
- (三) 六の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書
- (四) 五の(四)の引揚者用住宅の申込者は引揚者証明書の

八 写または引揚者給付金認定書の写を添付すること
入居者の決定

(一) 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。
(二) 入居決定後といえども申込書等に不実または不正の記載があるときは、入居決定を取消する。

九 抽せんの場所及び期日
住宅名 と き 抽せん場所
鳥取市湖山町 三月三十一日 鳥取市西町
午前九時から 県立図書館講堂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

昭和三十四年四月一日から県立高等学校専攻科を次のとおり設置する。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一 設置する学校名

鳥取県立鳥取東高等学校
二 設置課程及び修業年限
専攻科とし、修業年限は一年とする。
三 設置場所
鳥取市立川町五丁目一〇番地

公 告

歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)附則第三条第一項の規定に基く昭和三十三年度歯科技工士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十四年三月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

- | | |
|---------|---------|
| 一 三浦 正宏 | 四 田口万寿男 |
| 二 穂山 昭彦 | 五 西東 弘子 |
| 三 磯江 道夫 | |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

北行日火金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
印刷所